

「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方」に対する意見の募集について

近年、集配等で利用頻度の高い最大積載量 2 トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装により、車両総重量が 5 トンを超えてしまうことが多くなっており、現行の運転免許制度と我が国で運転されている自動車の実態との間にギャップが生じているとの指摘があったことから、警察庁では、平成25年 9 月から 5 回にわたり開催した貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会において、現在の貨物自動車に係る運転免許制度の課題を明らかにしつつ、より安全で、かつ、我が国内で運転されている自動車の実態に即した運転免許制度の在り方について検討していただき、本年 7 月 10 日に、同有識者検討会から警察庁に対し、報告書が提出されたところです。

同報告書において、「本報告書をあらかじめホームページ等で公表し、社会的意見を幅広く聴取した上で、これらを踏まえた具体的制度作りを実施すべきである。」との御意見を頂いていることから、同報告書を踏まえた貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に対する意見を募集します。

御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール（ untmenkyo@npa.go.jp ） 電子メールで提出される際は、件名に「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 警察庁交通局運転免許課企画係 「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方」担当
	F A X	03-3504-3611 1 枚目に「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成26年 8 月 8 日（金）から 平成26年 9 月 6 日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。